

令和6年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和7年3月11日付け6四監第143号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

番号	頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
1	3	2. 調定及び未収金について (住宅使用料(滞納額越分)、督促手数料及び市営住宅明渡請求損害賠償金)	令和6年9月末時点の未収割合が9割を超えており、より能動的・計画的な徴収事務を求める。	滞納者へ督促・催告を実施し、それでも反応のない者を対象に連帯保証人へ通知文書を発送し滞納額を通知しました。また長期滞納者と面談し納入計画をたて分納誓約書を提出させました。今後も、滞納者に対して能動的に連絡をとり計画どおり納入させ、必要な措置を実施していきます。	財政課
2	3	2. 調定及び未収金について (急傾斜地崩壊対策工事受益者割合(過年分))	前年度の定期監査では、本人から支払いの意向を示してもらい、返済計画をたてるとのことであったが、現状は返済計画をたてられる状況はない。徴収事務が停滞している状況であるが、今後の具体的な対応方針を求める。	令和6年1月15日に現所有者を訪問し、本人と面会の上、これまでの経緯について説明を行ったところ、未納付の原因としてこれまで主張していた「当時の工事の進め方」や、過去に行った協議の内容などについて、本人に記憶がなく、これまでの取り組みが意味を成さない状況となっていた。 この状況を踏まえ、改めて負担金徴収の主旨について説明したところ、事業同意書に署名した元所有者が負担すべきであるとの主張に転じた。 なお、当該事業同意書は事業化前に地区が徴収し、また事業着手直前にも県が再度徴収を行っているものであり、その旨を元所有者に説明したところ、署名はしたもの、同意書に記載された「第三者に譲渡する際に本契約を継承させる」との手続がなされていなかったことが確認された。 一方で、同意書への署名および土地の売却から既に10年以上が経過していることもあり、元所有者からは「この件は初めて聞いた話であり、時効であると考える。市で解決してほしい」との意向が示された。 以上を踏まえ、当課としては、本来の債権者である地区的区長にこれまでの経緯を説明のうえ、早期の納付を働きかけているが、現時点では明確な回答が得られていない状況である。 今後も引き続き、早期納付に向けて地区区長との協議を重ねていく予定である。	まちづくり課
3	3	2. 調定及び未収金について (学校開放(中村)使用料、体育館使用料)	前納が原則であるはずの施設使用料について、一部未収金が生じていることから所管課から説明聴取を行ったところ、利用者の利便性と事務処理の効率性の観点から、利用許可が1か月を超える場合は利用月の翌月末までを納期とする規則改正を行ったとのことである。 最終的には納付されているとはいえ、後納により未収金が生じている現状について、また、他の施設使用料との公平性について、所管課はどのように対応し、整理しているのか。	学校体育施設等の開放については、対象施設が市内各地に点在する学校施設であるうえ、各施設には職員が常駐していないことから、他の施設と同様の取り扱いが難しい状況があります。 また、生涯学習の推進と事務の軽減を目的として、定期使用の団体は半年ごとの登録(利用予約)制度としており、前納させることは利用者の負担が大きいうえ、キャンセル時の返金事務の負担が大きいことから、毎月の利用実績に応じて納付書を作成・送付し、利用料を納入していただいている。(規則に基づく対応) なお、後納を要因として未収となることが無いように、利用団体の納付状況について毎月の納期限までに定期的に確認し、事前に納付連絡を行うとともに、許可申請受付時には未納となった場合の対応(債権管理マニュアルに基づく督促等)について周知をしています。	生涯学習課
4	3	2. 調定及び未収金について (余剰不明金の発生)	今回複数の課において、請求事務の遺漏及び徴収誤りが見受けられた。職員の事務が多岐にわたり、事務処理が複雑化していること、一人の職員で事務処理を完結させていることが要因であると思われることから、相互確認・相互牽制ができる体制の構築を求める。	手数料の收受は、受け取った金額とお釣りの金額を発声し、お釣りをトレイの上に置き、お客様と職員が確認したうえでお渡しするようにしてきましたが、令和7年2月中旬より、お客様との確認の前に、職員2名で確認することとしています。また、令和7年4月下旬より、金額が異なる戸籍謄抄本等について、交付物と請求金額の確認も2名で行っています。	市民・人権課
5	3	〃	〃	郷土博物館の入館料の徴収事務については、複数人で行うこととし、同一営業日内であっても、外出などで担当が交代する場合は、その度に精算をし、保管金の過不足が生じないよう確認を徹底しています。	生涯学習課
6	3	2. 調定及び未収金について (旧校舎光熱費に係る請求事務の遺漏)	〃	施設別の契約状況が把握できる一覧表を作成し、正確な契約件数の把握、請求内容の把握に努め、請求事務の遺漏などのエラーが起らないようにします。また、担当職員だけでなく、会計年度任用職員、係長を含めた係全体で事務処理に遺漏がないか2ヶ月に1回を目途に確認を行います。	地域企画課
7	3	2. 調定及び未収金について (物置占有料に係る調定決定・納付書発送の遺漏)	〃	物置占有料の調定及び納付書作成については、その他の事務も含めて、係内での情報共有の徹底や担当割り振りの見直しを行い、事務の遺漏が無いように取り組んでいます。(令和7年度物置占有料は事務処理済み(4/1調定、4/23収入)です。)	生涯学習課

令和6年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和7年3月11日付け6四監第143号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

番号	頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
8	4	3 委託料について (2) 事業効果を検証し、事業の見直し及び業務改善を行うこと。	四万十川学遊館及びトンボ自然公園の管理運営業務、しまんとトロリーバス運行業務及び四万十川バス運行業務等、委託料が増額する一方で事業効果は低迷しているように見受けられる。継続すべき事業であるかどうか、継続すべき事業であればどのように業務改善していくのかを検討されたい。	<p>○四万十川学遊館及びトンボ自然公園</p> <p>府内関係課で施設等のあり方について協議を行い、市の方針として「本市が目指すべき四万十川流域の自然保护や環境保全の取り組みに資する施設及び公園とする」ことを決定し、現在の指定管理期間終了のタイミングで環境生活課に移管することとしています。</p> <p>令和7年度以降は、環境学習の場として、展示内容や経費負担(市、指定管理者)等について、環境生活課とともに指定管理者との協議等を定期的に実施し、持続可能な施設のあり方を検討します。</p> <p>○観光バス運行</p> <p>閑散期の観光誘客は積年の課題であり、本市の主要計画で掲げる「通年型観光、滞在型観光の推進」に向け、2次交通の運行は観光地の受入基盤として不可欠なものと考えており、他施策との連動など運行方法も改善しているところです。</p> <p>具体的には、四万十市観光協会主体による四万十川バスの利用促進事業や、幡多広域観光協議会による訪日外国人観光客向けバスチケットによるしまんとトロリーバスの取扱いを今年度も継続し、外郭団体と連携したバスの利用促進を図っています。</p> <p>また、運行期間を見直し、閑散期を含む通年運行とした他、利用促進に寄与するラッピング車両の購入も予定しており、幅広いニーズへの対応とバスの認知向上を推進することで利用者増加を図り、費用対効果を高めていく考えです。</p> <p>併せてバス利用者の属性調査を行い、ニーズを捉えた効果的な運行内容となるよう業務改善に努めます。</p>	観光商工課
9	5	5 備品購入について	小中学校の備品管理については、「四万十市立小中学校及び中学校備品管理規程」において必要な事項を定めるとされている。これによると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、四万十市物品取扱規則及び四万十市立小中学校及び中学校の管理運営に関する規則に基づくとされているが、当該規程については平成19年5月1日の施行以降改正が行われた形跡がなく、全部改正された物品取扱規則が当該規程には反映されていない。	令和4年12月に四万十市物品取扱規則が全部改正されましたが、四万十市立小学校及び中学校備品管理規程に改正が反映されていませんでしたので、改正箇所を反映するよう当該規程の一部改正を令和7年3月に行いました。	学校教育課
10	6	6 補助金について (1) 繰越金(剰余金)が生じている補助金について	補助金交付団体の決算に繰越金(剰余金)が生じているにもかかわらず、従前と同額の補助金を交付しているもの、精算による返還を行っていないものが見受けられる。団体によっては市の補助金以外にも独自の収入(会費等)がある場合があることから、繰越金(剰余金)全額が補助金に該当するとは限らないものの、補助金がどの経費に充当されているのかを特定し、返還すべき補助金について算定を行うことが必要である。	<p>①しまんと市民祭市役所チーム実行委員会</p> <p>ご指摘のとおり、今後は、事業完了後の精算によって不要となった補助金については返還を行うこととします。</p> <p>②四万十市区長会</p> <p>本会の収入は、会員の個人負担金も含まれていることから、今後は補助金がどの経費に充当されているのかを特定し、返還すべき補助金について算定を行うこととします。</p> <p>③令和7年度から、補助金交付団体が行う事業のうち、補助金を充当して行う事業を特定し、補助金の交付、精算を行うこととしています。</p>	①② 総務課 ③ 福祉事務所
11	6	"	"	<p>団体補助金につきましては、全て会計報告及び事業報告を確認したうえで、補助対象事業経費が補助決定額を下回る場合には補助額を減額して確定を行っており、概算払いを行っている場合は返還をさせております。</p> <p>一方で、団体独自に会費の徴収や寄附の受入れ等を行っていることから繰越金が発生している状況はありますが、それらは主に補助対象外の経費(役員手当や食糧費など)に充てられているほか、想定外の経費が必要だった際に活用される自主財源であり、各年度末に精算させる性質の財産ではないと考えているところですが、「補助金等の適正化ガイドライン」に基づき、繰越金が補助金額の1/2を超える団体に対しては、補助の減額もしくは補助金交付の停止を行うなど対応をしています。</p>	生涯学習課

令和6年度定期監査の結果報告に基づく措置について

※下表の「頁」は、令和7年3月11日付け6四監第143号で提出のありました「定期監査結果報告書」のページ数を指します。

番号	頁	項目	意見内容	講じた措置の内容等	所管課
12	6	6 様助金について (2) 様助金交付要綱の制定について	中村商工会議所に対する3件の補助金については、現在四十万市補助金交付規則に基づき交付されているが、当該規則は補助金等の交付に関する基本的な事項を定めたものであり、個々の補助金の交付の基準(補助目的や金額・補助率等)を定めたものではないこと、また、これらの補助金は1回限りのものではなく毎年交付されており、その位置付け(交付の基準)を明確にするためにも補助金交付要綱は必要なものと考える。所管課において要綱を制定するとの話であったが、説明聴取の時点では未制定の状態である。	当該補助金の内容は、中村商工会議所の小規模事業者に対する経営支援並びに青年部と女性会の活動に対する補助であり、各実施主体と交付要綱制定に向けた補助対象経費等の調整作業を現在行っているところです。 このため、令和7年度は補助対象経費を精査した上で、これまで同様に補助金等交付規則に基づき補助金交付することとしており、令和7年度上半期(9月末まで)に要綱制定する考えです。	観光商工課
13	6	6 様助金について (3) 公民館分館育成会振興補助金について	この補助制度については1市2制度の状況にあったことから、令和5年度の定期監査において廃止を含めた抜本的な見直しを求めていた。これに対して所管課は、補助金交付要綱を改正し、全市に対応するものとした。また、補助対象としていた夜間照明施設電気料については、市が直接電気料を負担するものとした。全市に対応した要綱にしたことについて、中村地域の分館の現状を昨年8月に実施した決算審査の際に聴取した時点では、実際に活動している分館ではなく、分館長の委嘱は行っているが、組織設立・活動の手立ては行っていないとの回答であった。要綱改正により表面的には1市2制度は解消されたかのように見えるが、実質的には従来と何ら変わらない現状となっている。このことを踏まえ、所管課には今一度地域間の公平性をどのように担保していくこととするのか検討を求めるものである。	西土佐地域における分館活動は、地域の社会教育の根幹を成しており、補助事業の廃止は大きな影響が出ます。 一方で、分館活動が根付いていない中村地域において、西土佐地域と同様の分館活動を推進することは非常に困難が伴います。 現在、「公民館分館」という一つの制度の在り方だけでなく、小学校区を超える範囲での「地域コミュニティ」の活性化・再構築ができるよう、地域における社会教育活動について根底からの見直しを行うように取り組んでいます。 令和7年度内に方針を決定し、令和8年度内に条例改正等の諸手続きを完了させることを目標に進めておりますので、その間は現要綱を維持しつつ、西土佐地域においては適正かつ効果的に事業が推進されるよう取り組み、中村地域においては、補助を活用した事業が開始できるよう働きかけを行ってまいります。	生涯学習課